

豊かな自然環境を遺伝子資源としてその権利の確保に注目していることはよく知られており、海外からの試料の輸入等に際しては、原産国側の研究者や専門家と十分に協議が必要等のことはよく議論されている<sup>3), 4)</sup>。

では、日本の微生物リソースはどのように保護されているのであろうか。残念ながら現在の時点では、CBDの枠組みの中でわが国の微生物リソースを守る法律はできていない。上述したように日本は微生物リソースの資源国である。特に、国立公園等の試料から得た微生物リソースは、環境省等管轄省庁の許可を得てのものである。得られたリソースを多くの研究費を費やして研究開発を行っている。これらは知的財産として保護されなければならないことは明らかなのであるが、これが個々の研究者(機関)に委ねられているのは上述したとおりである。

### 3.2 微生物リソースは増殖する

微生物リソースの特徴は必要な培養条件が整えば増殖する、すなわち複製を行うことが可能なことである。保存条件や継代培養の繰返しにより特定の形質が失われる場合もあるが、遺伝的には同一のものである。同じ株由来のリソースを使用して、世界の各地で研究を行うことができるのは微生物リソースの利点であるが、反対にリソースの利用者は、研究者(機関)が何を行うことができるのか、すなわち当該のリソースの使用に関する「権利と責任」を認識して使用する必要がある。知的財産権は極めて広い概念であるが、微生物を取り巻く権利のうちのいくつかの例を論文発表の場合の著作権と対比して図-1にまとめた。利用者は研究者(機関)自身が開発した研究材料である微生物と区別して、「利用」もしくは「使用」しているという意識を持つ必要があるのではないだろうか。

### 3.3 研究契約等に基づく成果有体物の移転

上記「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドラインについて」では、成果有体物の他機関への提供に関する指針や手続き等について述べられている。秘密保持や創出された新成果に関する取扱いについても例示がされている。すなわち、移転契約(MTA)は当該のリソースが研究機関から別の研究機関に移転することを正式に認める手続きである。また、研究者が他の研究機関に移る際、研究材料も同時に移転する場合があるが、その場合にもこの移転契約が必要である。

理化学研究所の研究者が関わった「遺伝子スパイ事件」(材料を盗んだとして訴えられた)の例や、バ

#### 【論文の場合】

著者	出版社	論文の読者
著作権を有する。論文を書いた名誉は永遠に著者のものである。	版權を有する。論文を印刷し、出版する。それを販売しているが第三者が目的外使用することはできない。	出版社によって異なるが、出版社が指定する方法で論文を購読することができる。

#### 【微生物リソースの場合】

開発者・寄託者(組織)	BRC/CC	リソースのユーザー
オリジナルの知的財産権を有する。リソースの開発者・寄託者(組織)の有するオリジナルの知的財産権は永遠である。	オリジナルの知的財産権は移動しない。BRCが行うのは、通常、増殖、複製、保存、検査そしてユーザーに対して提供を行うこと。	開発者・寄託者が有するオリジナルの知的財産権は提供を受けても移動しない。その他、当該のリソースに付随している実施権等も移動しない。ユーザーはリソースを使用する権利だけを有する。

図-1 微生物リソースと論文：各機関が何を行うか、行えるかの比較